

東海市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第 5 2 号

東海市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

東海市職員の給与の支給等に関する規則（昭和 4 4 年東海市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 5 を次のように改める。

第 1 5 条の 5 条例第 1 5 条第 4 項の市長が規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の市長が規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が 2 以上の交通機関を利用するものとして条例第 1 5 条第 2 項第 1 号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1 箇月当たりの運賃相当額等が 5 万 5, 0 0 0 円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が条例第 1 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1 箇月当たりの運賃相当額、同号に定める額及び同条第 3 項第 1 号に定める額の合計額が 5 万 5, 0 0 0 円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

2 条例第 1 5 条第 4 項の市長が規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 職員に新たに条例第 1 5 条第 1 項の職員としての要件が具備されるに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合
- (2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給日以後となる場合（次条第 2 項第 2 号又は第 3 号イに掲げる場合に

該当して支給額を改定する場合を除く。)

- 3 条例第15条第4項の市長が規則で定める日は、給料の支給日とする。
- 4 条例第15条第4項の規定により通勤手当を支給する日(以下この条において「支給日」という。)までに第11条第1項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を支給日に支給することができないときは、支給日後にこれを支給することができるものとする。
- 5 支給単位期間(第1項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下「支給単位期間等」という。)に係る支給日前において離職し、又は死亡した職員には、通勤手当をその際支給するものとする。
- 6 職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月(第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月)であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支払義務者において支給するものとする。
 - (1) 職員に新たに条例第15条第1項の職員としての要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支払義務者
 - (2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支払義務者
- 7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支払義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第16条第1項中「の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)」を削り、同条第2項中「その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 通勤手当の額を増額して改定する場合(第3号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月(当該改定に係る第11条第1項の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経

過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月)

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合(次号に掲げる場合を除く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合 市長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第16条に次の1項を加える。

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

第16条の2第1項中「支給単位期間」の次に「に係る通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合」を加え、同項第4号中「1日」を「初日」に改め、同条第2項第1号中「前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関(同号の改定後に1箇月当たりの運賃相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関(同号の改定後に1箇月当たりの運賃相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場

合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る交通機関（同号の改定後に1箇月当たりの運賃相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関）に係る通勤手当の額

第16条の2第2項第2号イ中「第15条の5第4項第1号又は第2号」を「第15条の5第1項第1号又は第2号」に改め、同条第3項中「事由発生月」の次に「(同項第1号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、市長の定める月)」を加える。

第16条の4第2項中「(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合」に、「又は」を「若しくは」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第3項を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに東海市職員の給与に関する条例（昭和44年東海市条例第22号）第15条第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員が改正前の東海市職員の給与の支給等に関する規則第16条の4第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係る改正後の東海市職員の給与の支給等に関する規則第15条の5第5項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。
- 3 東海市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則（令和元年東海市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第2項前段」を「第2項」に改め、同条の表第16条第2項前段の項中「第16条第2項前段」を「第16条第2項」に改める。